

「社会的企業」にみるフィリピン人女性移住労働者の再統合

越 智 方 美

A Study on Reintegration of Filipino Women Migrant Workers in “Social Enterprise” Project

OCHI Masami

abstract

This paper aims to explore implications of economic and social integration of returning/returned Filipina domestic workers to their sending community. After thirty (30) years' of promoting outmigration, Philippine labor migration policy turns into the second phase where it has to simultaneously continue labor export and to establish reintegration programmes for returnees. Based on social enterprise projects implemented by migrant NGOs in Hong Kong and in the Philippines, the paper argues that such social enterprises are sustained by three different discourses, namely discourses of women empowerment, social development and diaspora philanthropy to secure financial resources from overseas Filipino communities. The paper also critically discusses pitfalls of social enterprise projects by questioning to which extent these initiatives could alter the existing gender and family norms embedded in the sending community.

Key words : Philippine Labor Migration Policy, Reintegration, Social Enterprise, Women Migrant Workers, Diaspora Philanthropy

0. はじめに

本研究の目的は、海外就労に従事するフィリピン女性のフィリピンへの帰還と再統合を推進する NGO の試みのうち、「社会的企業」(social enterprise)を取り上げ、その社会学的含意を解明することにある。移住労働者の再統合とは、海外就労に従事した正規・非正規労働者が、フィリピンに帰国後、母国で主流の経済活動に編入され、自律した生計を家族とともに営むことを指し(Fajardo, 1999)、1980年代半ば以降から議論がみられる概念である。フィリピンでは政府機関が1980年代後半から、NGOも1990年代初頭から具体的な再統合のためのとりくみを開始している。

「社会的企業」とは、「社会的目的と経済的目的の統合、あるいは社会的目的を実現するための経済事業」(内山、2003:511)を指す。「社会的企業」の成立過程を簡単に整理するならば下記のようなになる。工業化諸国では、長期不況によりもたらされた福祉国家の危機や長期的な失業、社会的排除の進行とともに、従来の利潤追求型の企業とはことなる、もうひとつの企業のあり方が模索されはじめた。対して、フィリピンも含む途上国では、「国家が後退」する以前の諸問題、たとえば教育、健康、食糧、居住といった本来、近代国家が保障することを期待される基本的ニーズの充足が、「社会的企業」が対応する課題となっている(ドゥフルニ、2004、粕谷、

キーワード：フィリピン移住労働政策、再統合、社会的企業、女性移住労働者、離散者の慈善事業

*平成15年度生 人間発達科学専攻

2004: 18-19)。

筆者は移住労働者の再統合の一環としての、「社会的企業」プロジェクトの参加者の多くが女性移住労働者、とりわけ家事労働者である点に着目した。彼女たちを「社会的企業」に動員している論理とはどのようなものか、また家族が社会の重要な構成要素とみなされているフィリピンにおいて、「社会的企業」は移住女性の家族をとりまく規範にどの程度影響を与えているのか、いないのか、上記2点を中心に考察をすすめていきたい。

本稿の研究対象者は、送り出し国フィリピンと受け入れ国香港で、「社会的企業」を核とした再統合プログラムに参加している家事労働者のフィリピン人女性と、その家族、地域の成員である。家事労働者を取り上げる根拠は、看護師や介護労働者のような出稼ぎ先の先進国での市民権の獲得の可能性がある職種と比べて、一定年齢以上の家事労働者は職種の変更が困難であり、「帰国後」が切実な問題となっているからである。また移住先での家事労働者の組織化が進んでおり、再統合プログラムが条件付きではあるが一定の進展をみているというフィリピン国外での移住女性をとりまく変化も考慮した。さらには、再統合が移住労働の問題として焦点化された背景には、移住労働の女性化、とりわけ家事労働者に代表される再生産労働に従事する女性の増大と深く関連しているからである。

以下論をすすめるにあたっては、第一節で、フィリピンの労働力輸出政策の展開過程において、再統合概念が労働政策の中で浮上してきた過程をふりかえりつつ、検証する。第二節では、政府とNGOセクターによる再統合概念の捉え方の違いに着目し、それが「社会的企業」とどう関連しているかをあきらかにする。第三節では「社会的企業」における女性移住労働者の位置づけはどのようなものであるかを、筆者が2003年より調査を実施している、2つのNGOの活動をもとに分析する。最終節では、まとめを行うとともに、女性移住労働者の再統合がもつ問題点を指摘する。なお、第二節および第三節の議論の材料として用いる事例は、筆者が2003年より続けている香港、ミンダナオ島ならびにルソン島でのフィールドワークと労働政策の関係省庁職員への聞き取り調査に基づいている¹。

1. 転換期をむかえたフィリピンの労働力輸出政策 —再統合概念の登場

まず、フィリピンの労働力輸出政策において、再統合概念がいつの時点から、課題として認識されているのかを、みておきたい。広く知られているように、国策として労働力輸出が制度化されたのは、1974年に「労働法(Labor Code)」が制定された時点である。マルコス大統領から、現在のアロヨ大統領まで5つの政権が誕生したが、フィリピン政府は一貫して積極的な海外就労政策を展開している。「フィリピン海外雇用庁」は、海外雇用が生み出す利益を最大限獲得するために、フィリピンを世界の労働市場で通用する人材の供給源とすることで、競争力の高い労働力供給国に変革していく必要があるとし、海外雇用の促進を前面に打ち出している(Baldoz, n.d.)。フィリピン市民社会の動きに目を転じると、過去30年間で移民問題にとりくむNGOセクターの伸張がみられた。大きな転換点となったのは、1986年のエドサ革命(ピープルパワーI)を経て成立したアキノ政権下で、NGOの政治への積極的な参加が促進された時点にある。マルコス権威主義体制下では、国家による人権侵害がおもな争点であったが、1986年の民主化以降は、海外就労もNGOのアドボカシーの射程に含まれるようになった。

このような状況のもとで、フィリピンの労働政策として、再統合が課題として浮上した背景には、2つの要因がある。ひとつは1983年以降海外就労者の漸減がみられ、労働者の帰国後の生計維持が焦点化されたことであり、いまひとつはいわゆる「移住労働の女性化」が進行したという点である(小ヶ谷, 2004)。1970年代半ばには男性労働者が7割を占めていた。しかしアジア諸国でサービス業へ就労する女性の増加にともない、1987年以降は女性労働者の比率が男性労働者を上回り、「移住労働の女性化」が顕著となった。この女性化の進行とともに1980年代後半以降送り出し国と受け入れ国の双方で発生する、「移住労働がもたらす社会的コスト」が盛んに論じられるようになる。「移住労働がもたらす社会的コスト」とは、送金に依存する国家経済の脆弱性というマクロ的な側面と、長期間の親子(特に母子)の分離がもたらす、家族の絆の危機に代表される規範的な側面の両方を指す。また、受け入れ国においては、移住労働の社会的コストは、ジェンダー化された側面をもつ。すなわち、住み込み家事労働者としてはたらくフィリピン人女性が直面する長時間労働や、雇用主による性的虐待や人権侵害などである。1995年にシンガポールではたらく家事労働者の、フール・コンテンプラシオンの処刑は、その

象徴的なできごとである。「フロール・コンテンプラシオン事件」ならびにアラブ首長国連邦で発生した「サラ・バラバガン事件」を契機として、フィリピン人移住労働者の権利擁護をさだめた「共和国 8042 号：移住労働者と海外フィリピン人に関する 95 年法」(RA8042: The Migrant Workers and Overseas Filipino Act of 1995、以下「95 年法」) が制定された。「95 年法」では、女性労働者に固有の人権侵害に配慮した政策の立案とともに、再統合の必要性がはじめて成文化されている。フィリピンの労働政策は「一方で労働者の送り出しを継続、強化しながらも、他方で帰国者の統合も実施せねばならない」という、あらたな局面をむかえているといえる。

2. 再統合プログラムとしての「社会的企業」

再統合プログラムは大別すると、「労働雇用省」(Department of Labor and Employment, DOLE) の関連機関である「海外労働者福祉庁」(Overseas Workers Welfare Administration, 以下 OWWA) 主導のものと、民間の NGO 主導のものがあるが、OWWA では、「社会的企業」への取り組みはみられない。OWWA の内部資料 (OWWA, n.d.: 12) によると、再統合プログラムとしては、起業のためのカウンセリング、コミュニティーの組織化、関連組織との連携の形成と 20 万ペソ (約 40 万円) から 100 万ペソ (約 200 万円) の範囲での起業資金の貸付の 4 種類の活動がリストアップされており、帰国者の経済活動の支援が中心となっている点が特色である。

対して NGO の再統合プログラムは、移住労働の構造的な問題にまで遡って取り組むという考え方にもとづいている。まず、再統合としてどのような取り組みがなされているのかを、簡単に確認しておきたい。NGO 主導の再統合プログラムは、1) 労働者の貯蓄を原資として投資をおこなう、経済的再統合プログラム、2) 海外就労中にトラウマを負った女性労働者に対する心理カウンセリングサービス、3) 移民送り出し地域における生計プロジェクトと、帰国者とその家族へのケアを組み合わせた包括的プログラム、4) 再統合のための自助組織の 4 種にわけることができる (Villalba, 2002)。本稿でとりあつかう、「社会的企業」は 1) と 3) の双方の要素を併せ持つ再統合プログラムである。

フィリピン人海外就労者の送り出しを統括している「フィリピン海外雇用庁」(Philippine Overseas Employment Agency, POEA) の統計区分に従うと、再統合プログラムの対象となる海外就労者には、陸上労働者 (land-based) と海上労働者 (sea-based) の二つのグループに大別される。このうち、筆者が調査した限りにおいて、再統合という名称でのとりくみが実施されているのは、本稿で取り扱う家事労働者に加えて、船員とエンターティナーの職種がある。船員セクターを対象とした再統合プログラムは、ヨーロッパ諸国を中心に実施されており、代表的なものとしては、1994 年に設立された「オランダにおけるフィリピン人船員のための貯蓄と貸付協議会 (The Philippine Association of Sea-based Workers for Savings, Loans and Initiatives in the Netherlands, 略称 PASALI) がある。一方エンターティナーは家事労働者と並んで、女性労働者が集中している職種であるが、エンターティナーの場合、日本での就労の際にうけた心理的トラウマからの回復や、日比国際児の養育問題など、女性自身の尊厳や家族の再構築の問題が、再統合の過程で焦点化されている。“BATIS” や “Development Action for Women Network (DAWN)” といった団体が、フェミニストカウンセリングと生計プログラムを組み合わせた社会的再統合に重点をおいたプログラムを実施している。

上述したように、政府機関による再統合プログラムでは「社会的企業」は展開されていない。以下では、移住労働者の再統合のための手段として、「社会的企業」が NGO セクターと親和性をもつ理由についてもう少し詳しく検討してみたい。再統合とは、政治的、経済的、社会的再統合という 3 つの局面をあわせもつ多面的な現象であるが、そのなかでもとりわけ、帰国後の経済的自立の確保が、移住労働者とその家族にとり重要な課題である。この点については、政府も NGO も認識を共有しているといえよう。しかしながら、再統合を推進している NGO が「社会的企業」に着目したいまひとつの理由は、単なる起業支援とは異なり、「社会的企業」はグローバル化の進行のなかで、衰退する地域社会を活性化するためのイニシアティブとなりえると、考えたからである。さらに付け加えるならば、「社会的企業」の目的には社会的に排除された人々のための取り組みという要素を包んでいる。フィリピンでは一般に国外に出稼ぎに行き帰国したフィリピン人は、海外就労のための初期コストを斡旋業者に支払う能力があり、かつ高額の所得を得た裕福な人という認識がひろくいきわたっている。そのため、移住労働者のみを対象としたプログラムは、地域社会のほかの成員の理解や協力を得ることが困難である。しか

し、実際には海外で得た給与は現地の生活費と家族への仕送りに消費してしまう場合が大多数を占め、帰国後、フィリピン国内で起業をするに十分な貯蓄があり、持続的に生計をたてることができた人は少数にとどまっている。例えば、ILO (1998) が実施した調査によると、小規模企業をおこした女性帰国者の場合、一ヶ月の純益が6千ペソ (約 12,000 円) 以下のケースが7割を占めている。そこで、帰国後の移住労働者とその家族の生計の安定と向上をめざしつつ、同時に地域社会への貢献も目的にくみこむことができる「社会的企業」は、より多くの利害関係者を対象とする適切な枠組みであると、NGO の指導者らにとらえられたからである。

以上の議論からあきらかなように、フィリピン政府と移民 NGO にとり、「再統合」という言葉の意味は異なっている。前者にとり「再統合」とは、帰国者への経済的支援という現実的な解決策を示す手段のひとつである。一方 NGO は「再統合」プログラムを通じて、海外就労が送り出し地域にもたらす問題点を照射し、ひいては海外就労に依存せざるを得ない、フィリピン社会の構造に内包されている矛盾をあきらかにしようとしているのである。フィリピン人女性移住労働者の帰還と再統合に関する議論においては、この両者の緊張関係の中で、彼女たちの帰国によりもたらされる、人的、経済的資源がどのように位置づけられているかが重要な課題のひとつとなる。本稿では、NGO の再統合プログラムを事例として、考察をおこなっていくことにする。

3. 事例研究 — 香港とフィリピンにおける「社会的企業」からの示唆

筆者はこれまで、フィリピンの労働力輸出政策と再統合概念の関連について考察をおこなってきた。本節では再統合プログラムとして実施されている、「社会的企業」において、どのような論理が女性たち及び地域の成員を動員しているのか、また「社会的企業」が家族の規範にもたらす影響を検討してみたい。まず筆者が2003年より調査をおこなっている、受け入れ地域 (香港) とフィリピンの送り出し地域において家事労働者とその家族を対象としている再統合プログラムを実施している、NGO の概要を確認しておこう。香港では、外国人労働者の組合活動が合法化されているという事情から、家事労働者の自助グループが複数存在する。そのひとつが、「フィリピン人再統合と貯蓄グループフォーラム (Forum of Filipino Reintegration and Savings Group, 略称 FFRSG) である。12 の共同貯蓄サブグループの上位集団である FFRSG は、香港における移住家事労働者の労働権の拡大・擁護の運動を展開し、またフィリピン国内への事業への投資をおこなっている、アジア移住労働者センター (Asian Migrant Center, 以下 AMC) との協働のもと、社会的企業型のプロジェクトに参加している (Corros, 2004)。

フィリピンの送り出し地域で「社会的企業」を展開している「アティカ海外労働者とコミュニティのためのイニシアティブ (Atikha Overseas Workers and Community Initiatives, 以下アティカと略す)」は、1996年にルソン島ラグーナ州、サン・パブロ市に、自身が帰国者でもある現在の代表者が同士6名とともに設立した、地域統合型の再統合プログラムを実施している NGO である。バタンガス州マビニ市にも支部がある。ラグーナ州のある中部ルソン地方は、マニラ首都圏に次ぐ海外出稼ぎ労働者の送り出し地方である。アティカが1995年に実施した調査によると、本部があるサン・パブロ市の総世帯数は44,166世帯であり、そのうち海外出稼ぎ者は人口の約1割を占める。海外出稼ぎ者が集中するラグーナ州の中でも、サン・パブロは1970年代に、最初に女性出稼ぎ労働者が発生した地域であり、現在も同市の出稼ぎ労働者の49%は香港、米国、中近東諸国ではたらく家事労働者である。

3-1. 「社会的企業」の論理—女性のエンパワメントと社会開発との接点

筆者はフィリピン人移住労働者の社会統合という文脈において、「社会的企業」は移住女性の帰国後のエンパワメントを促進するという女性個人のニーズと、彼女らの資源を活用して地域社会の発展を推進するという開発上のニーズを満たす結節点としての役割をはたしていると考えている。移住女性のエンパワメントという観点から彼女たちの帰国を分析すると、海外就労中に一定の経済力を身につけ、家計を実質的に支えてきた女性にとり、出身地への帰還は障害となることが指摘されてきた。例えばアティカがおこなった調査によると、海外就労期間が5年を超えると、フィリピンにいる家族との感情面においても齟齬が生じやすくなるとの結果もでてい

ないといった意見が、筆者がサン・パブロでおこなったインタビューでも数多くきかれた。女性たちが海外で培ったリーダーシップや自立性を活かすことができる職種や雇用機会が既存のフィリピン社会に存在しないのであれば、そのような機会をNGOが媒介となって、女性たち自身が創出し、地域社会での存在を高めていくという考え方が「社会的企業」の基盤となっているのである。

また発足当初は、女性移住労働者の現実的なニーズを満たす活動をしていたが、数年後に活動の中核を「社会的企業」にうつしたという経緯をもつ点も香港とフィリピンで「社会的企業」を実施している、二つの団体に共通している。AMCは香港で、雇用主からの虐待や、賃金の未払いを経験した家事労働者のためのシェルターを運営していたが、出稼ぎ先での支援には限界があり、移住労働を生み出している根本問題への対処が必要だとの認識から、当時のAMCの代表者が「社会的企業」型のプログラムを開発している。同様に、アティカは設立当時の1996年には、香港やイタリアから帰国した元家事労働者の女性を対象とした、所得創出プログラムとして縫製プロジェクトを実施していた。女性たちは縫製技術訓練に参加し、海外ドナーから得た資金で10台の高速ミシンを購入して、洋服や敷物、布帛小物を製造、販売するというものであるが、2001年以降は「社会的企業」型プロジェクトに移行している(ILO/SEAPAT, 1998)。これらはいずれも、「社会的企業」の立ち上げを通して、移住女性労働者たちの実践的ニーズを満たしつつ、戦略的ニーズを達成するというバランスをとりながら移住労働問題へのアプローチを変更していった過程とみなすことができる。

一方地域の社会開発との関連からは、その存立を移住労働に依存している国家と市民社会との関係性の一端がみえてくる。AMCとアティカはともに、「(NGOが)国家に替わって持続的な事業モデルを開発」する役割を主張している。前述したようにAMCは香港でフィリピン人家事労働者による共同貯蓄グループFFRSGを立ち上げ、貯蓄グループとして合議制による投資活動と個人ベースの起業支援を並行して行っている。AMCの活動における女性移住労働者の位置づけは「グローバル化の犠牲者から、社会変革の主体へ」というスローガンにみとれる。ここでは、従来の母や妻役割にかわり、女性家事労働者たちの貯蓄者(saver)、投資者(investor)あるいは起業家(entrepreneur)といった側面が前面にだされている。FFRSGのメンバーである、家事労働者の女性たちは帰国後の自らの起業資金を貯めると同時に、ミンダナオ島での有機農場プロジェクトにも出資している。同様の点はアティカにもみられる。アティカは2004年に本部のあるサン・パブロ市内に、一箇所起業支援や行政サービスの機能を備えた「OFWセンター」を設立し、帰国女性とその家族に対し経済的自立のための支援を提供している。

しかしながら、社会開発と女性移住労働者を結び付ける手法については批判もある。たとえば、22カ国で反グローバル化の立場から、移住労働者の労働の搾取に反対するキャンペーンを展開している「ミгранテ・インターナショナル(Migrante International、以下ミгранテ)」は、上述した再統合プログラムについては、「フィリピン人移住労働者が苦心して得た収入を搾り取っているにすぎない」(Migrante, 2005)との批判的な見解を表明している。両者の立場の違いは、国家と移住労働者の関係性の捉え方の相違にもとづいている。フィリピンの市民社会を論じる枠組みのひとつに、「弱い国家論」(梶田, 1988)という視点があるが、フィリピンにおける「弱い国家」とは、有力家族による寡頭支配との関係を絶えず、基本的な行政サービスの供給と、効率的な法の施行の遂行能力にかける国家のあり方をさす(五十嵐, 2004: 139)。この枠組みを移住労働者の再統合という問題に援用するならば、ミгранテは国内での就業機会の慢性的な欠乏と、移住労働者がもたらす送金への依存体質を、「弱い国家」の帰結とみなしている。対して地域の水準で再統合プログラムを推進しているAMCやアティカのような団体は、「グローバル化の犠牲者」から「社会変革の主体」という、女性移住労働者の自己認識の転換を提唱し、海外就労体験した個人のコミットメントが送り出し社会にあたえる、潜在的な影響力に着目しているのである。

3-2. 「社会的企業」の論理—「離散者の慈善事業」を通じた経済的基盤の確立

「社会的企業」にはまた、再統合プログラムを確立するための集金装置としての側面もある。すなわち、「社会的企業」を通じて帰国者と出身地域の住人という単線的な利害関係のみではなく、各国に点在する定住フィリピン人コミュニティをも巻き込んだ、グローバルな水準での、重層的な集金活動が展開しているのである。「社会的企業」にかぎらず、移住労働者の地域社会への再統合を促進するためのプログラムを論じる際、その経済的

な持続性が問われてきたが、フィリピンの文脈では、「社会的企業」の運営上必要な資金調達のためコミュニティへの貢献という、ジェンダーに中立的な言説が援用されている点を指摘しておきたい。以下、アティカの「社会的企業」を例に考察していくことにする。

アティカは現在「社会的企業」のひとつとして、広さ4ヘクタールの有機農場「スイートグリーズ」を運営している。現在「スイートグリーズ」では、試験的に有機野菜の栽培を実施し、サン・パブロ周辺およびマニラ市内の顧客に対して、販売をおこなっている。今後現在0.6ヘクタールの作付け面積を拡大し、農作物の種類を拡張してゆくに際して、継続的な投資が必要となる。同農場の初期投資は、アティカの職員や、20名の帰国移住労働者に加えて、“Progress Times Action Group”という、米国、イタリア、サウジアラビア、香港在住のフィリピン人専門職のグループからなる。このように大規模なプロジェクトの場合、帰国した元移住労働者の資金のみでは十分な財政的基盤を確立することは困難である。特に「社会的企業」の場合、出資にみあう利益を1-2年の短期間にあげることが難しいため、中・長期的な視野で出資者を募る必要性が生じる。そこで注目されるのが、「社会的企業」への出資者としての、海外在住フィリピン人である。「海外在住フィリピン人」とは、短期的な契約に基づく「海外フィリピン人労働者」(Overseas Filipino workers)と定住者(emigrants)の双方を含む広い概念である。

地域社会の開発事業への海外在住フィリピン人からの投資は、「離散者の慈善事業(diaspora philanthropy)」という言葉をとおして促進されてきた。「離散者の慈善事業」とは、海外に定住したフィリピン人から、フィリピン国内の開発事業を支援するために、かれら/かのじよらの資源を活用することを指す。「離散者の慈善事業」という考え方は、700万人以上の海外就労者をかかえるフィリピンでは、クリスマスやフィエスタ(バラングイ単位でおこなわれるお祭り)への物品の寄付や、公共施設の建造という形で顕在化している。アティカの特色は、従来クリスマスなど地域社会での節目となる年間行事への一時的な寄付か、定住移民の成功の象徴としての意味合いが強かった「離散者の慈善事業」の対象を、帰国した移住労働者のための支援事業に拡大し、「社会的企業」の経済的基盤の確立にむすびつけようとしている点である。アティカでは定住フィリピン人が集住している北米各都市において、「社会的企業」への寄付と出資を募る「ロードショー」と呼ばれる、陳情を予定している。ロスアンゼルス、シカゴ、ニューヨーク、トロントで有機農場およびOFWセンターへの出資ならびに投資を呼びかける「ロードショー」を実施する予定である。この集金過程では、前節でみたような女性移住者のエンパワメントを強調する論理は展開されていない。特定の性別のニーズに特化するのではなく、人的・経済的資源の豊富な海外フィリピン人コミュニティからフィリピンに向かう、北から南への援助の流れをつくり出すことに力点がおかれているからである。今後、「離散者の慈善事業」において、女性のエンパワメント言説がどの程度取り入れられるかについては一定の留保が必要だが、現時点においてフィリピン国内外で異なる2つの言説を使い分けている点に、移民NGOのしたたかな戦略を認めることができるだろう。

3-3. 「社会的企業」にみる家族の規範と女性移住労働者の帰国・再統合

本節の前半では再統合プログラムを実施しているNGOが、「社会的企業」を通じて移住労働者の資源を帰国の局面において動員する際の論点を整理した。次の最終節では、「社会的企業」の実施が女性移住労働者をとりまく既存の家族の規範にどの程度影響を与えうるかを、アティカのプログラムを中心にみておこう。

3-3-1. 「オーダー・レガロ」- 送金をめぐるジェンダーポリティックス

地理的に離れているため、彼女たちからの送金の使途は必然的にフィリピンに残っている配偶者や親族にゆだねることになる。送金の使途としては、生活必需品や子弟の教育費、土地、家屋の購入のほか、電化製品などの耐久消費財に消費される傾向がみられる。1996年にアティカがラグーナ州で移住労働者の家族を対象に実施した調査でも、帰国と再統合の視点から検討すると、この送金の使途にはふたつの問題点があるとしている。そのひとつは、残された家族による送金の依存体質であり、いまひとつは送金が、生産的な目的ではなく、耐久消費財に費やされてしまう点である。前者は女性移住労働者の帰国を長引かせる原因となり、後者は移住労働が長期間

にわたっても、送金が貯蓄にはまわらずそのため、帰国後に移住女性とその家族が小規模な事業を開始しようとしても、原資がすぐ底をついて再び出稼ぎに出る、という悪循環をまねくというのが、アティカの主張であり、「社会的企業」を実施する際の理論的根拠ともなっている。

香港在住のフィリピン人女性家事労働者が直面する、このような問題に対処するため、アティカはフィリピン在住の家族への送金贈り物代行サービスである「オーダー・レガロ (Order-Regalo)」を、「社会的企業」としてサン・パブロ市内で立ち上げた。このサービスの利用者は、アティカの香港におけるパートナー団体である“Balikabayani”に所属しているフィリピン人女性家事労働者と、(フィリピンに残された) その家族である。香港から、女性移住労働者が家族に送りたい日用品の一覧表を作り、それをフィリピンのアティカの職員がサン・パブロ市内で調達する。移住労働者は今まで“Balikabayan Box”とよばれるダンボール箱に、物品を詰めてフィリピンの家族に郵送していた。アティカは、このサービスにより、輸送途中の紛失の懸念がなくなり、かつ送金の使途に関して、遠隔地からでも女性自身が決定権を行使することが可能となった点、またサービス開始以前は、移住労働者からの贈りものは出稼ぎ先で購入されていたが、その購入先がフィリピンに移ったことで、地域経済に貢献することができたことを、「社会的企業」の成果であるとしている (Añonuevo and Añonuevo, 2002)。しかし同時にここで考慮されなければならないのは、物品をどこで調達するにせよ、女性移住労働者がフィリピンにいる家族からの送金/贈り物の依頼を、どの程度まで自律的に選別してこたえているかという点である。この問題については、アティカは踏み込んだ分析をおこなっていない。この意味において、「社会的企業」は既存の・妻役割にくわえて、<実質的>な世帯の稼ぎ手であるという移住女性労働者の現状を問い直すには至っていないといえる。

3-3-2. 「アティカ子どもクラブ」ー 送り出し地域の次世代問題

経済的再統合とならんで重要なのは、移住女性のより円滑な社会的再統合の実現である。なかでも、母親の不在がもたらす、子どもへの影響は家族が社会の構成単位として重要視されているフィリピンでは、移住労働の負の要因として問題視されてきた。アメリカの社会学者パレーニャス (2004: 19) は、女性移住労働者が物理的に家族と離れて暮らしていても、フィリピンの家族の再生産にかかわる責務からは解放されているわけではないとし、移住労働そのものに内在している、「ジェンダーに矛盾した過程」(gender paradoxical process) を指摘しているが、「離れて暮らしている罪悪感を補うために、子どもに過剰の贈り物や現金を送る移住労働者の母親」像は、フィリピンのメディアでもステレオタイプ化されてきた。また、政府機関が実施した調査においても、「移住労働者の子どもたち」と呼称される次世代の、消費文化への急激な傾倒は移住労働のもたらす社会的コストとして、広く認識されてきた。

上記の問題に対処することを目的として、アティカの「社会的企業」のいまひとつの取り組みである、「アティカ子どもクラブ (Batang Atikha)」は、フィリピンに残された家族も、移住労働が発生するメカニズムとそれがもたらす結果を、正しく認識することが必要であるとの考えから生まれた。タガログ語で「アティカの子どもたち」という意味の「アティカ子どもクラブ」は、2003年にアティカの本部があるラグーナ州サン・パブロ市と、支部のあるバタンガス州マビニ市で、ほぼ同時期に開始された地域の青少年を対象とした教育プログラムである。「アティカ子どもクラブ」は二つの活動からなる。ひとつは、毎年5月に開催される「サマワークショップ」(会員の子どもたちが、絵や歌、踊りを通して自分の考えを表現する参加型イベント) や、12月の総会をつうじて、出稼ぎ労働が発生するしくみや、両親が出稼ぎ先でおかれている現状を理解する機会の提供である。いまひとつは、子どもたちが金銭感覚を身につけるための、貯蓄グループの形成である。「アティカ子どもクラブ」の参加資格は、0歳から21歳までの青少年であり、両親が移住労働者かどうかにかかわらず、参加できる。会員は毎日最低5ペソ(約10円)を貯金することとし、一週間毎にアティカの事務所で入金の手続きを行う。2005年3月現在で、2つの地域あわせて約500名の会員を有している。最も会員が多い年齢層は、10歳から14歳であり、男女比は3:7で女兒が多い。一親等以内に移住労働者がいる家庭の子弟は、いずれの市でも5割程度にとどまっており、このプログラムが地域的な広がりをもちつつあることが、うかがわれる。

「アティカ子どもクラブ」の成果として、アティカのスタッフは、貯蓄の大切さを教えるという教育上の効果

をあげている。この点については、プログラムを実施している地域の協力校からも「無駄遣いをしなくなった」など目に見える変化が観察され、支持も得ている。また「アティカ子どもクラブ」に参加した会員の両親が、成人向けの共同組合 (credit cooperative) に参加する、といった予期せぬ相乗効果も生んでいる。「アティカ子どもクラブ」がもたらしたプラスの効果は、「移住労働者の子どもは消費文化に毒されている」というコミュニティーの既存のまなざしに対抗する言説を形成しつつあるといえよう。

ここまでみてきたように、「アティカ子どもクラブ」はアティカの「社会的企業」のプログラムの中でも、一定の成果をあげているプログラムのひとつである。しかし、女性移住労働者の社会統合を推進するはずであった、「社会的企業」が「意図せざる結果」を生じているという側面もある。長期的な視点からみると、「アティカ子どもクラブ」が奨励してきた儉約や貯蓄の習慣は、むしろ次世代の移住労働者を育成しているのではないだろうか。たとえば、地域内の失業率が改善されないかぎり、「アティカ子どもクラブ」に参加している子どもたちもいずれは海外出稼ぎに従事するようになるであろう。特にマニラ市内では、現在ローマで家事労働者として働いているフィリピン人女性が子どもを呼び寄せて、家事労働者にするという例が近年増加しており、マニラの空洞化の一因ともなっている。このことは、イタリアでは外国人労働者の家族呼び寄せが認められており、移住労働者を対象とした「社会的企業」の場合には、受入れ国における移民政策を視野にいれて策定する必要を示唆している。「アティカ子どもクラブ」の目的のひとつである「貯蓄の大切さを身につけさせる」という点についても、フィリピン国内に子どもたちがとどまっている限りは、それは美德とみなされるが、移住労働者としてフィリピン政府が推奨している、「海外フィリピン人投資家 (Overseas Filipino Investor)」養成に、間接的にはあるが資することにもつながる可能性を有しているのである。

4. 結論と今後の課題

これまで、フィリピン人女性家事労働者を対象とした NGO が実施している再統合プログラムとしての、「社会的企業」を検討してきたが、下記の点が確認できた。「社会的企業」を支えているのは、帰国した移住労働者女性の自立を促すエンパワメントの論理、彼女たちの資源をもとに地域社会の発展を促進する開発の論理、そしてプロジェクトの経済的基盤となる資金を海外定住フィリピン人社会から集金する「離散者の慈善事業」という複数の論理であることが明らかになった。

本稿のはじめに設定した第二番目の問いである、「社会的企業」が移住労働者の家族の規範にもたらす影響については、送り出し国で「社会的企業」を実施しているアティカによる、「オーダーレガロ」(送金・贈り物代行サービス) と「アティカ子どもクラブ」という教育プログラムを事例に考察した。前者は女性移住労働者が家族にもたらす経済的貢献を世帯を超えて、地域社会へも還元することにより、移住者とコミュニティーの双方が利益を得る関係の構築をめざしている。一方後者は地域社会における移住労働者労働者の家族の、認知をもとめたものである。どちらのプログラムも一定の成功を収めているが、「オーダーレガロ」は送金をめぐる既存のジェンダー関係を変革するには至っておらず、「アティカ子どもクラブ」は中・長期的な視点からみると、次世代の出稼ぎ労働者の再生産という「意図せざる結果」を生み出している点が確認できた。

本稿では送り出し地域と受け入れ地域の NGO の活動を参照しながら、女性移住労働者の再統合についての考察をすすめてきた。経済が低迷し、依然として失業率が高いフィリピン国内の送り出し地域においては、「移住労働の是非」を問いつつ、移住労働といかに共存し、地域社会の活性化にむけて移住労働者の資源をどう活用していくかという議論が活発になっている。ここに、人の〈移動〉を前提としたあらたな市民社会を構築しようとする NGO による試みの萌芽を見出すことができる。このような局面において、再統合のもう一方の担い手である、送り出し国家はどのような役割を果たし得るのであろうか。本稿の議論を締めくくるにあたり、フィリピン市民社会論の中に、女性の移住労働体験と国家の関係をどう位置づけることが出来るかについて、若干の考察をのべておきたい。

第二次世界大戦後のフィリピンの社会変動は、工業化、都市化ならびに海外就労の急激な増加により特色づけられるが (川中, 1997)、国家と国民の関係ならびに、市民社会のあり方という観点からすると、海外就労の増加は、海外就労者のもたらす送金の増加と移住労働の女性化にみる女性移住労働者の増大という二点においてとりわけ

重要な意味をもっている。人数においても、経済力においても、フィリピンの国家開発において無視しえない存在となった海外就労者の増加は従来の寡頭エリートを頂点とする、垂直的な政治関係や国内経済システムから離脱した国民の出現を理論的には、意味しているからである。

このような既存の国内システムから切り離された大量の女性労働者の発生が、送り出し社会にあたえる影響について、市民社会論の枠組みのなかで考察する意義は、近年増加しているといえよう。その背景としては以下に述べる、フィリピン人女性労働者をとりまく状況の変化があげられる。第一に、家事労働者に対する暴力事件の続発が、移住労働者の権利を擁護する法律の成立を促し、移住労働者の送り出しのみでなく、帰国後の再統合をも政策に含むことが明文化されたことがあげられる。第二点目としては、2003年には在外投票制度が成立し、移住労働者の政治的権利の行使が少なくとも、制度上は保証された点も重要である。第三に、国家による女性移住労働者の認知がすすんだことである。1995年に発表された「ジェンダーに対応する開発計画 1995-2025」の中で、女性移住労働者が国家開発に果たす役割について言及されるに至っている（NCRFW, 1995:28）。このような変化を踏まえた上で、市民社会論に移住労働の女性化、およびそのひとつの帰結としての女性たちの帰国という現象の分析を通じてジェンダー視角を導入することは、従来国民国家の枠組みの中で論じられることが主流であった、フィリピンの市民社会のあり方の議論にあらたなパースペクティブを提示するものと思われる。この点については、本稿では言及できなかった、家事労働以外の職種に従事している労働者の再統合の動向にも着目しつつ、稿を改めて論じていきたい。

【注】

1 本稿の調査の一部は、お茶の水女子大学 21 世紀 COE プログラム「ジェンダー研究のフロンティア」（平成 15 年度）からの助成を受けている（助成番号：15J1507）。記して感謝したい。

【参考文献】

- Aldaba, Fernando T., 2004, "The Economics and Politics of Overseas Migration in the Philippines, Migration and Development Issues in the Philippines," *Monograph Series 2*, OFW Journalism Consortium : Manila.
- Añonuevo, Estrella Dizon and Añonuevo, Augustus T., 2002, *Coming Home Women, Migration & Reintegration*, Balikabayani Foundation, Inc.:San Pablo.
- Baldoz, Rosalinda Dimapilis, n.d. "Managing the Philippine Overseas Employment Program: Key Policy Issues and Responses" (http://www.jil.go.jp/foreign/event_r/event/documents/2004sopemi/2004sopemi_ronbun_philippines.pdf, January 10, 2006).
- Corros, Edwin, 2004, "Reintegration Programs in the Philippines," paper presented at the OFW World Conference on Shaping the Future of Pilipino Labour Migration, Manila, December 16-18, 2004.
- Fajardo, Herminia, "1999, Non-Government Organization Efforts in Reintegrating Overseas Filipino Workers to the Philippines," Böhning, W.R., *From OFWs to Micro Entrepreneurs?*, ILO South-East Asia and the Pacific Multidisciplinary Advisory Team:Manila.
- ILO/SEAPAT (International Labour Organization South-East Asia and the Pacific Multidisciplinary Advisory Team), 1998, *Situational Analysis of Reintegration Needs and Response Programmes for Returned Overseas Filipino Workers*, ILO : Manila.
- Parreñas, Rhacel Salazar, 2004, The Place of Women is still in the Home: The Migration of Filipina Domestic Workers in Globalization, paper presented at the symposium, "Place in Motion/Motion in Place : 21st Century Migration", held on 25-27 November 2004, at Gakushikaikan, Tokyo.
- Villalba, Maria Angela C., 2002, "Philippines : Good Practices for the Protection of Filipino Women Migrant Workers in Vulnerable

越智 「社会的企業」にみるフィリピン人女性移住労働者の再統合

Jobs, International Labour Office : Geneva.

五十嵐誠一 2004『フィリピンの民主化と市民社会—移行・定着・発展の政治力学—』成文堂。

内山哲朗 2003「サードセクターの動態と社会的企業（ソーシャルエンタープライズ）」カルロ ボルザガ、ジャック ドゥフルニ編、内山哲朗・石塚秀雄・柳沢敏勝訳 2003『社会的企業 ソーシャルエンタープライズ 雇用・福祉の EU サードセクター』日本経済評論社。

梶田孝道 1988「国家と社会変動 -P. ビルンボームの『国家の社会学』」梶田孝道『テクノクラシーと社会運動：対抗的相補性の社会学』東京大学出版会 215-250 頁。

粕谷信次 2004「社会的経済モンブラン会議報告 人と人とのグローバル化を」社会運動、vol.294、17-27 頁。

川中豪 1997『『寡頭支配の民主主義』その形成と変容』岩崎育夫編『アジアと民主主義 - 政治権力者の思想と行動 -』アジア経済研究所、103-140 頁。

_____ 2001「フィリピンの NGO」重富真一編著『アジアの国家と NGO : 15 カ国の比較研究』明石書店、136-155 頁。

カルロ ボルザガ、ジャック ドゥフルニ編、内山哲朗・石塚秀雄・柳沢敏勝訳 2003『社会的企業 ソーシャルエンタープライズ 雇用・福祉の EU サードセクター』日本経済評論社。(=Carlo Borzaga, Jacques Defourny eds., 2001, *The Emergence of Social Enterprise*, Routledge : London.)

【一次資料】

Atikha-Balikabayani, non-dated, *5-year Development Plan*.

_____, n.d., *A Comprehensive Approach to a Reintegration program for Overseas Filipino Workers* (パンフレット).

The National Commission on the Role of Filipino Women (NCRFW), 1995, *Plan Framework of the Philippine Plan for Gender-Responsive Development 1995-2025*.

Overseas Workers Welfare Administration (OWWA), n.d. *Overseas Workers Welfare Administration A Profile*.

小ヶ谷千穂 2004「送り出し国フィリピンの山積みする課題 海外労働者の保護へ向けて」『DAWN 資料集』2004 14-17 頁。

(2006 年 1 月 10 日受理)